

議員提出議案第5号

農業基本法の抜本改正に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、農林水産大臣、大蔵大臣に意見書を提出する。

平成9年6月24日

提出者	三朝町議会議員	藤	井	享
賛成者	三朝町議会議員	牧	田	武文
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	公博
賛成者	三朝町議会議員	田	栗	公雄
賛成者	三朝町議会議員	岩	井	澄雄
賛成者	三朝町議会議員	平	井	晃

平成9年6月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

農業基本法の抜本改正に関する意見書

今般、政府におかれては農政の憲法ともいえる農業基本法（昭和36年制定）の抜本改正に向け、新農業基本法制定のための本格的検討に入られた。

このことは、農業基本法が農業と他産業との格差是正のため制定され、生産性や農業従事者の所得向上を目指したものの、生産性や効率化の追求のみでは律することのできない農業の分野を工業の論理で捉えたことと、基本法に基づく農業政策が我が国の急激な経済発展や政治・経済・社会情勢の変化等に対応できず、十分な成果が得られなかったことの表れであると言える。

極めては平成5年12月、政府はガットのウルグアイ・ラウンド交渉の農業合意を受け入れられた。

爾来、米市場の部分開放、その他の農産物の関税化の実施などによる国際化の進展の中で、輸入農産物との競争が一層強まり、棚田に象徴される生産条件が不利な中山間地

域を中心に、担い手の減少、高齢化や過疎化が進行し農地の荒廃化が顕著である。

棚田は、稲作の発祥である弥生の頃より平成の今日まで、営々として築かれ、受け継がれ、『食と地域文化』の土壌を育んできた。

瑞穂の国の原風景ともいえる棚田は、地域の自然条件に調和し、急峻な山肌になだらかに重なり合い、曲線美を織りなし、厳しく過酷な歴史を閲しつつ、治山治水の役割や生態系を守り、国土と環境保全の重要な役割を果たしてきた。

今、その棚田が経済優先の論理に踏みにじられ、荒廃し存亡の危機にさらされている。それはとりもなおさず、我々の住む農山村社会、いや、日本という国家そのものの存亡の危機といっても過言ではない。

我々は、悠久2千年の歴史的文化遺産を、我々の時代に崩壊させてはならない。未来永劫、国民の財産・資源として守り抜かなければならない責務がある。

今後、地球規模での人口の爆発的増加と食料不足、環境の悪化が予測される中、棚田の維持保全は、食料の国内自給率の向上、国土・環境保全、健全な農山村社会の維持に必要な不可欠なものである。

従って、政府におかれては、新農業基本法の制定にあたり、下記事項を制度化し、棚田保全は勿論のこと生産条件が不利な中山間地域にあっても定住できる、平和的生存権を基礎とした公平・平等の観点から検討されるよう要請する。

記

- 1 棚田に象徴される生産・生活上不利な地域に定住できる条件の整備を図るため、直接所得補償制度の導入を図ること。
- 2 棚田を中心とする農山村社会の果たしている国土保全や生活・保健環境等の公益的な機能を適正に評価し、その維持発展にかかる制度の確立を図ること。
- 3 食料自給率や棚田を含む確保すべき農地面積の目標値を明確に示すこと。
- 4 条件不利地域に対する水田営農支援の強化を図ること。
- 5 市場メカニズムに馴染まない条件不利地域には平和的生存権を基礎とした公平・平等の観点から非市場的、非営利的手法を導入すること。
- 6 環境保全型農業の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月24日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会